

# いわて一斉！家事育児シェア大作戦！出張セミナー 企業等募集要項

## 1 趣旨

男女共に働きやすい職場環境づくりを促進するため、自社内の社内研修として、従業員のアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見、思い込み）への気づきを促し、男性の家事育児参画や仕事と家庭の両立への理解を深めるためのセミナーを開催する企業等・団体（以下、「企業等」という。）を募集するもの。

## 2 対象企業等

従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、女性活躍、男性育休取得の促進に関心のある県内企業等 3社

## 3 事業内容

県と講師（岩手県男女共同参画センター）が企業等に訪問し、自社内の社内研修として、男女共に働きやすい職場環境づくりへの理解促進のための出張セミナーを開催するもの。

### (1) 開催時期等

開催時期：令和7年1月～2月（申込企業等と調整の上、決定）

派遣地域：岩手県内

所要時間：60分～90分

対象者：従業員（家族も可）

### (2) セミナーの内容

ア 第一部 講演（講師：岩手県男女共同参画センター）

（テーマ案）

アンコンシャス・バイアスとは何か

アンコンシャス・バイアスが企業等に与える影響

アンコンシャス・バイアスの解消方法

今なぜ男性の家事育児参画が必要なのか

ワーク・ライフ・バランスの重要性

イ 第二部 「夫婦でさくっとシェア率診断」の体験

### (3) 派遣費用

無料

## 4 申込要件

次の(1)から(5)までの要件をすべて満たすこと。

(1) 県内に本社または主たる事業所を置く企業、個人、法人及び団体であること。

(2) 自社内で会場を準備できる。または、自社負担で会場を準備できること。

(3) セミナー終了後、10分程度のアンケート回答に協力できること。

(4) セミナー終了後、県のホームページへの記事掲載に協力できること。

(5) 次のア～オに該当していないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）

ウ 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

エ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している。

※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する  
場合があること。

オ 労働関係法令等に違反する重大な事実がないこと。

## 5 応募方法

以下の申込フォームからエントリーすること。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-iwate-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=6529](https://apply.e-tumo.jp/pref-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6529)

## 6 応募締切

令和6年12月20日（金）

## 7 選定

県において申し込みフォームに記載された内容及び必要に応じて行うヒアリングの内容により審査のうえ選定し、選定結果を令和6年12月27日（金）を目途に連絡する。

## 8 問い合わせ先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室 女性活躍支援担当

TEL 019-629-5348

E-mail AC0006@pref.iwate.jp